

# 「重度障害者用意思伝達装置」 導入ガイドライン

～公正・適切な判定のために～

【第1章（平成22年度改定（速報）版）】

【参考資料A.1（平成22年度改定（速報）版）】

平成21年3月31日に「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン～公正・適切な判定のために～を発行しましたが、平成21年度の補装具評価検討会での議論を経て、厚生労働省告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）にて、重度障害者用意思伝達装置の購入基準が改正される予定です（平成22年3月31日）。

この内容をふまえて、本ガイドラインも一部改訂が必要になりましたが、早急に必要になる第1章および参考資料A.1部分のみについて、パブリックコメントの募集用に公開されている告示予定内容（平成22年2月5日）にて、先行して改訂（速報）版を作成しました。

パブリックコメントの結果によっては、内容に修正が加わる可能性があります。大筋はこの内容が参考になると考えます。正式に告示が出された後には、本内容の確定版をホームページにて公開予定です。

## <目次>

1. 補装具費の支給における「重度障害者用意思伝達装置」(制度概要)	1
1. 1 平成22年改正(予定)の概要	1
1. 2 制度の解説と解釈のポイント	3

※) 第1章は、現行版の、1～4ページの差し替えになります。

A. 重度障害者用意思伝達装置の基礎知識	10
A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは	10

※) A. 1は、現行版の、27～32ページの差し替えになります。

## <参考>改正前の内容

### 告示<購入基準>

種目	名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。	プリンタ	450,000	5	ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの、もしくは生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

### 補装具費支給事務取扱指針

種目	名称	対象者例
重度障害者用意思伝達装置		重度の両上下肢及び言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

## 1. 補装具費の支給における「重度障害者用意思伝達装置」（制度概要）

補装具（※）としての重度障害者用意思伝達装置（以下、「意思伝達装置」という。）は、厚生労働省告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）（以下、「告示」という。）と、補装具費支給事務取扱指針（以下、「指針」という。）にて規定されています。これらは、平成 21 年度末に改正されますので、その内容の概要と、解釈についてまとめます。

### 1. 1 平成 22 年改正（予定）の概要

今回の告示改正では、購入基準において、名称・基本構造の区分が設けられましたが、基本的には対象製品群には変更はなく、現状をふまえた上で、平成 18 年 9 月 29 日の厚生労働省告示第 528 号の購入基準（以下、「旧の購入基準」という。）が整理されています。

また、修理基準の内容については、基本的には変更ありませんが、この購入基準の改正にあわせて「学習リモコン」が追加されています。

#### <告示：購入基準（改正案）>

種目	名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。	
		通信機能が付加されたもの	上と同じ。	450,000			通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		環境制御機能が付加されたもの	学習リモコン その他は上と同じ。				環境制御機能が付加されたものとは、機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。

（続く）

※ 詳しくは、「A. 2 「重度障害者用意思伝達装置」が「補装具」であること」を参照して下さい。

「重度障害者用意思伝達装置」

生 体 現 象 方 式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタを除き上と同じ。	450,000		生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
----------------------------	-----------------	--------------	---------	--	----------------------------------------------------

<告示：修理基準（改正案）>

種目	形式	修理部位	価格	備考
重度障害者用意思伝達装置		(現行分は省略)  学習リモコン交換	(現行分は省略)  21,000	(現行分は省略)

(出展：平成22年2月5日 障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する告示案」に関するご意見募集)

また、対象者例については、指針の中でまとめられていますが、現在は以下のようになっています。

種目	名称	対象者例
重度障害者用意思伝達装置		重度の両上下肢及び言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

(出展：平成18年9月29日 障発第0929006号「補装具費支給事務取扱指針について」)

今回の告示改正で、名称・基本構造が区分されましたので、今後、告示改正に合わせて示される改正指針においても、各々の対象が想定されると思われます。その内容については、「平成22年度における補装具の価格改定等について」(以下、「報告書」という。)において、以下のようにまとめられています。これは、改正指針の中で示されると思われます。

種目	名称	対象者例
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	文字等操作入力方式 (簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者。 モバイル使用を希望する者でも対象となる。
	(通信機能が付加されたもの)	長文入力を頻繁に行う者、通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	(環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)は不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
	生体現象方式	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者。

(出展：平成22年2月2日 「平成22年度における補装具の価格改定等について」)

このような区分が設けられたことで、旧の購入基準では不明確だった、機種選択の基準になると考えられます。

## 1. 2 制度の解説と解釈のポイント

今回の改正では、車いすや補聴器など他の補装具同様に、その機能等により名称等を区分しただけでなく、旧の購入基準の中では不明確であった内容に関して、それを整理する具体的な記述があります。今回の改正点を含め、告示の解釈については、報告書を参考にすると、以下のように整理できます。

### 【名称（方式）区分の概略と対象者例】

旧の購入基準では、備考として「ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。」とされていた2つの意思伝達の方式が、明確に区分されました。特に、「文字等走査入力方式」に関しては、機能に応じての細分化も行われました。

#### (1) 文字等走査入力方式

##### a. 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器（簡易なもの）

「意思伝達機能を有するソフトウェア」は、購入基準の備考欄にあるような「ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェア」と具体化されました。

<対象者例（報告書より）>

操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者。モバイル使用を希望する者でも対象となる。

##### b. a に通信機能が付加されたもの

a の基本構造の付加機能にあたる通信機能は、購入基準の備考欄にあるように「生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェア」と示されています。

<対象者例（報告書より）>

長文入力を頻繁に行う者、通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。

##### c. a に環境制御機能が付加されたもの

a の基本構造の付加機能にあたる通信機能は、購入基準の備考欄にあるように「機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェア」と示されています。

<対象者例（報告書より）>

独居等日中の常時対応者（家族や介護者等）は不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。

#### (2) 生体現象方式

これは、「生体信号の検出装置と解析装置で構成され、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。」と示されています。

<対象者例（報告書より）>

筋活動（まばたきや呼気等）による機器操作が困難な者。

⇒ それぞれの特徴や製品例は、「A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは」をご覧ください。

## 【解釈のポイント】

### (1) 文字等走査入力方式の具体化

旧の購入基準では、「ソフトウェアが組み込まれた専用機器」となっていて、どのようなソフトウェアが意思伝達装置に該当するのか、その要件が具体的に記述されていませんでしたが、

- ・ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声
- ・要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声

等を行うソフトウェアのように、具体化され、購入基準の備考欄に示されています。この内容により、意思伝達装置としての、最小要件が明確になったと考えられます。

### (2) 文字等走査入力方式における付加的な機能

旧の購入基準では、意思伝達装置において、遠隔地にいる相手に対する意思伝達や環境制御機能を含むことが可能かどうかは、明確ではありませんでしたが、前述のように文字等走査入力方式の具体化が行われたことにあわせて、付加的な機能として

- ① 生成した伝言を、メール等を用いて遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェア
- ② 機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェア

の2点が、付加的な機能として具体化され、購入基準の備考欄に示されています。

なお、これらの付加的な機能が、意思伝達装置の付加機能と考えられる背景等は、以下のとおりと考えられます。

#### ① メール等を用いて遠隔地の相手に対して伝達

意思伝達装置が開発された当初は、一般社会にはインターネットやパソコン通信という通信インフラが無く、意思伝達装置を使って意思表示する相手は「目の前に実在する人」であり、その人への意思表示を行う装置でしかなかったといえます。しかし現在では、パソコンや携帯電話でのメール機能が広く一般的になり、通常の生活の中では、目の前にいない人への当たり前のコミュニケーション手段となってきました。

それゆえ意思伝達装置を利用する重度障害者にとっても、目の前の人への意思伝達だけでなく、メールによる遠隔地の人への意思伝達と考えれば、メール機能を無条件に排除する理由にはならないといえます。

ここで考慮する必要があるのは、目の前の人への欲求の伝達などの意思伝達と、遠隔地の人への意思伝達の内容には相違があるということです。遠隔地の人への意思伝達は、欲求の伝達に対して何かの対応を求めることのように、緊急性を要する対応にはならないものであるといえます。

しかし、介護する家族等が不在時において、家族またはその他の介護者に要件（そろそろ戻ってきて欲しいなど）を伝えたい場合において、電話等の利用ができないことからメール送信による呼び出しは、現在の社会においては一般的な意思表示といえます。あるいは、音声対応モデムより電話回線を通して、遠隔地の相手に読み上げる方法も技術的には可能かと思えます。

このような利用方法も想定すれば、メール機能は十分に意思伝達機能といえます。ただし、メールを送信する相手の存在という生活環境の把握が必要であるとともに、通信回線の確保の問題から、必ずしも必須機能ではない（付加機能）と考えることが妥当といえます。

## ② 当該機器を自ら操作

他者へ「欲求の伝達（要求）」という意味伝達を行った場合、目的は、「伝えること」ではなく、その結果としての「欲求の実現」であるといえます。このとき、「欲求の実現」が可能であれば、他者が介在することなく「欲求の実現」ができてよいといえます。例えば、「電気を消してほしい」などの機器操作に対する要求であれば、直接、機器操作ができてよいことになります。それゆえ環境制御機能を積極的に排除する理由にはならないといえます。

しかし、多くの高位頸髄損傷者のように、発語機能には問題なく四肢麻痺により、機器操作を介助者に要求しなければならない人の場合、本来の「意思伝達」の機能は対象外（不要）でありますので、意思伝達装置としては支給対象外となります。この場合、音声言語機能が喪失しているか否かが、判断のポイントであり、「環境制御装置」が必要だからという点からのみの判断で、支給対象とすることにはならないといえます。

⇒ 付加機能に関する詳細は、「A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは」をご覧ください。

## (3) 付属品について

旧の購入基準の中では、「プリンタ」のみが付属品とされていましたが、学習リモコンの追加に加えて、修理基準の中のスイッチ等も付属品として位置づけられました。

### ① 文字等走査入力方式における「プリンタ」の取り扱いについて

旧の購入基準の中では「・・・専用機器及びプリンタで構成されたもの」とされており、必須のように解釈できましたが、現行の運用でも、プリンタが不要な場合には装置に含まず（支給金額も購入基準額から減額）とされているところでした。

今回の改正でも同様の考え方ですが、他の付属品は修理基準で加算額が示されていますが、プリンタには加算額がないことで、不要な場合には支給金額も購入基準額から減額することが、明確になったといえます。

さらに、名称の区分にともない、プリンタが認められる場合は、文字等操作入力方式のみになりました。これは、意思伝達装置およびプリンタの組合せが、「代替筆記具」の延長上との解釈にて、付属品に含むという考えです。しかし、「発語装置」の延長上として利用すると、必ずしも筆記の代替として「プリンタ出力」を必要としない場合もあります。このとき、本体支給時にプリンタが不要であり支給しなかった場合でも、後日、利用者ニーズの変化などから希望がある場合には、追加で支給できるものとなります。

なお、プリンタは一般市販品とみなすこともできますが、改正前のガイドラインからも、この考え方については、以下のとおり整理しています。

- ・ 特定のプリンタ（専用プリンタ）であること。
  - ※）専用機器であるため、他のプリンタドライバを組み込んだ場合は保証対象外。
- ・ ただし、長期に渡る使用等で、専用プリンタの販売が終了される等により、別のプリンタを支給せざるを得ない場合は、専用プリンタでなくても良いが、本体の製造元が動作保証を行うことが望ましいこと。
- ・ プリンタは本体の購入基準額内に含むこと。

### ② 修理基準の取り扱いについて

旧の購入基準の中では、備考欄に「その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算」とされており、修理基準では、故障に対する修理だけでなく、障害に応じた付属品として、固定具

## 「重度障害者用意思伝達装置」

や入力装置（操作スイッチ）があり、購入基準への加算額の根拠ともなっています。

今回の改正でも同様の考え方ですが、購入基準の付属品に「身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。」と明記されています。

なお、操作スイッチは、初期導入時の付属品だけでなく、利用者の障害状況の変化（病状の進行）に応じて、その都度申請することができます。適切な操作スイッチを組み合わせることで、同じ意思伝達装置を継続して利用し続けることが可能になります。

⇒ 詳しくは、「A. 3 重度障害者用意思伝達装置の購入基準・修理基準等」をご覧ください。

### （関連情報）

意思伝達装置の使用に当たっては、操作スイッチの適合が必要不可欠であり、本体とスイッチの両方がそろって機器全体のシステムを構築していますので、障害状況の変化に合わせたスイッチの交換が「修理」として認められています。スイッチ交換の要否については、身体障害者更生相談所（以下、「身更相」という。）によるフォローアップ調査（⇒2. 3参照）や、在宅への訪問リハビリテーションサービスなどで確認されることもあります。

補装具費支給制度においては、意思伝達装置を、補装具費の支給により購入している場合に限らず、要件を満たせば、障害者自立支援法施行以前（以下、「旧制度」という。）の日常生活用具給付事業や難病患者等日常生活用具給付事業等により給付されている場合や、本人が自費購入あるいは他人からの譲渡による入手の場合も、修理の対象とすることが可能です。

但し、補装具費の支給により入手している場合以外においては、修理申請があった段階で、「指針における対象者の要件について」でまとめる、対象者に該当するかどうかの確認、つまり判定が必要です。

### ③ 文字等走査入力方式（環境制御機能を付加）における「学習リモコン」の取り扱いについて

旧の購入基準・修理基準の中では、環境制御機能の扱いも明記されていず、その扱いが不明確でした。

今回の改正では、購入基準において、文字等走査入力方式（環境制御機能を付加）の付属品として「学習リモコン」明記されるとともに、修理基準において「学習リモコン」交換として追加され、加算額の根拠も示されました。

#### 【注意すべき事項】

環境制御機能を付加する本体の購入基準（本体価格）は従来通り（450,000円）であり、これに修理基準の学習リモコン（21,000円）が加算されると、最大471,000円まで認められることになります。

しかし、すでに学習リモコン付きで450,000円以内で販売されている機種については、学習リモコン代が本体価格（販売価格）に含まれていると考え、修理基準額を加算しないと考えることが妥当です。

判りやすい基準としては

- ・本体価格（429,000円） + 修理基準（21,000円）の積み上げで450,000円となる
- ・プリンタ同様に本体価格（450,000円）の中を含む

のどちらかになることといえますが、価格を積み上げ式で明確にするためには、前者の基準となることが望ましいといえます。



#### (4) 「専用機器」の考え方について

専用機器とは、「意思伝達装置として製造された機器」というイメージがありますが、実際には「パソコンを主要なハードウェアとしてソフトウェアを組み込んだ機器」もあります。報告書では、備考欄に、「ソフト及びハードが専用一体型の機器なので、フリーズ等のトラブルがない。」が括弧書きで付記されていることから、単にパソコンをベースとして、いろいろなソフトウェアを組み合わせたもの（インストールしたもの）は専用機器に該当せず、安定動作までを保証した一体型の製品については、パソコンを本体の主要部品として用いることができると考えます

このように、「パソコンをベースとした意思伝達装置」の場合、以下の要件を満たす製品を「専用機器」と見なすことが妥当と考えます。

- ・ 本体の電源を投入した際に、自動的に「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」が起動し、終了時に、システム電源を終了できること。
- ・ 「パソコンを主要なハードウェアとしてソフトウェアを組み込んだ機器」であっても、あくまでも「専用機器」であるので、補装具事業者が、ソフトウェアおよびハードウェアの両者を含んだ機器全体のシステムとして修理対応する等の責務を負うこと。

⇒ 補装具事業者の責務は、「A. 2 「重度障害者用意思伝達装置」が「補装具」であること」をご覧ください。

#### (関連情報)

利用者のご希望により、利用者が所有するパソコンに「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」をインストールして利用する場合には、そのソフトウェアにかかる購入費用は、特例補装具費としての対応は可能と考えますが、パソコン本体にかかる購入費および、その修理費は補装具費支給対象外と考えます。なお、操作スイッチ類等は、本体が専用機器（購入基準内）か、特例補装具かに関わらず、補装具費の支給対象と考えます。

⇒ 特例補装具費での取扱いは、「2. 2 特例補装具費としての判定」をご覧ください。

#### (5) 「生体現象方式」について

生体現象として「脳の血液量」や「脳波」を利用して「はい・いいえ」を判定するものがあります。生体現象の変化を基に判定するものであるため、「能動的な意思伝達ではなく、支援者からの呼びかけへの応答という受動的な意思伝達」となりますが、「反応に時間がかかること」、「正確な意思が反映されていない場合もあること」、「本人の覚醒レベルによっても反応が異なる場合があること」等に留意し、有効性を見極めることが必要です。

⇒ 詳しくは、「A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは」をご覧ください。

#### 【注意すべき事項】

付属品の欄に「プリンタを除き上と同じ。」とあり、上の欄（環境制御機能が付加されたもの）「学習リモコン、その他は上と同じ。」となっています。

しかし、生体現象方式においては、学習リモコンを用いることはありませんし、入力装置（スイッチ）交換や呼び鈴を用いることもありません。

## 「重度障害者用意思伝達装置」

実際に必要と成る可能性があるものは「本体修理」で、状況によっては設置の関係で「固定台」が必要な場合、もあるかもしれません。

判りやすい基準（付属品）としては  
・修理基準のうち、本体および固定台交換  
と考えます。

### (6) 指針における対象者の要件について

各名称・基本構造についての該当者は、先に述べたとおりですが、指針においては

<対象者例（指針より）>

重度の両上下肢及び言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

は、意思伝達装置を補装具費として支給する場合の対象者の共通事項（全般の対象者）ともいえ、2つの要件が示されています。

- ① 重度の両上下肢及び言語機能障害者（障害状況）
- ② 重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者（操作状況）

この解釈については、以下のように考えます。

#### ① 障害状況について

基本的には、障害認定を受け身体障害者手帳を保有している者が対象となると思われませんが、「重度」の基準は明示されていません。したがって、その必要性の具体的判断は各都道府県・指定都市に設置された身更相の判定によることになります。

重度の基準としては、支給決定を実施している各市町村の判断になります。ここで、具体的に、

- ・ 四肢体幹機能障害1・2級、音声言語障害3級
- ・ 身体障害者手帳1・2級で、両上肢に著しい障害がありかつ言語機能が喪失状態に相当
- ・ 病名の指定

などの要件を示しているところもありますが、指針では、障害等級を定めていませんし、このような一律の基準による判定は、制度の主旨にそぐわないと考えます。目安としての基準を示すことは必要な場合もあるかと思いますが、あくまでも、当該申請者の身体状況を判断し、「重度の両上下肢及び言語機能に障害があること」が確認でき、支給対象者になりうるのであれば、障害等級の再認定を求める必要はないと考えます。

進行性疾患においては、申請時の状態のみが判断基準でなく、音声の完全喪失（障害固定）前であっても、進行を考慮して、支給対象とできることも考えられます。（状況によっては、「難病患者等日常生活用具給付事業」(⇒A. 4 (5) 参照)の対象となる場合もあります。) これは、音声言語機能が完全喪失した後に、意思伝達装置の支給手続きを開始することで、実際の利用に至るまでに時間がかかり、家族等とのコミュニケーション手段が断たれてしまう場合があるからです。

しかし、進行性疾患であったとしても、急速な症状の変化（状態の悪化）が予想されない場合、または長期にわたり（ゆっくりと）進行するような疾患の場合は、疾患名が「進行性～」であっても、支給時期が早期過ぎないように留意が必要です。

あくまでも、「重度の両上下肢及び言語機能障害者」であるか、間もなくその状態になることが意見書等で確実に判断できる場合が、対象となる障害状況と考えます。

⇒ 医学的判断は、「3. 1 意見書・処方箋に必要な内容」が参考になります。

## ② 操作状況について

「重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」が対象となります。「困難」のレベル等については、様々な障害状況や生活環境等の要素があるため、あえて明示されていませんが、障害状況の把握に当たっては、「手指等による文字盤の使用や、携帯用会話補助装置の使用が困難かどうか」を評価し、判断の参考とすることが必要と考えます。

このとき、手指等による文字盤等の使用が短時間のみ可能であっても、意思を伝えるための十分な時間の使用が困難であれば、使用困難と評価することが妥当と考えられます。

ただし、透明文字盤を見つめることで意思疎通を図っている方については、ケースによっては意思伝達装置と併用することで、円滑なコミュニケーションが可能となる場合もあります。透明文字盤の使用が可能な方は、意思伝達装置の支給対象外と判断することは適切でないと考えます。

総合的に評価する場合の例として、

- ・ 不随意運動のために固定された画面を見ることが出来ない方で、読み上げ機能を活用し粗大運動による1つのスイッチ入力によって意思伝達が可能。
- ・ 振戦が激しいために文字盤の指さし等が出来ない方で、操作スイッチ入力後に、一定期間反応しない（本体へ信号が出力されない）回路を加えることで、文字入力が可能。

などの場合は支給対象になり得るものと思われれます。

また、別の観点からまとめると、「重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」ということは、「意思伝達装置の必要性が高い者」といい換えることができます。必要性と考えれば、単に操作できるか否かだけでなく、本人の意欲や、利用の有用性という生活環境面での判断も必要になると考えます。

なお、基本構造の付加機能を有する装置を必要とする場合も、このような生活環境面での判断も必要です。

⇒ 社会的判断は、「3. 2 調査書・事前評価のポイント」が参考になります。

## A. 重度障害者用意思伝達装置の基礎知識

### A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは

現在、補装具の本体としては、購入基準においても、2種類の製品群（名称）に別けられました。

- (1) 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器（文字等走査入力方式）
- (2) 生体信号の検出装置と解析装置にて構成されるもの（生体現象方式）

以下に、それぞれ説明します。

#### (1) 文字等走査入力方式

基本機能（簡易なもの）の考え方は本編第1章にも記載しましたが、「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」が起動する装置を、外部の操作スイッチ等の入力装置で操作するものといえます。

ここでいう「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」とは、入力装置を用いての「ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等の機能」を制御するソフトウェアであることが明記されました。

操作方法としては、「画面に表記された文字や単語が、一定時間間隔で点灯する中から、入力したい文字や単語が点灯した時に、操作スイッチを操作することでその文字や単語を選択する方式（＝走査入力方式、あるいは、スキャン入力方式）により、その操作を繰り返すことで言葉を綴る」操作であると考えます。

この機能を備えた多くの製品は、予めソフトウェアが組み込まれたパソコン・PDAを、専用機器として販売されています。またコミュニケーションに特化した専用機器もあります。利用者のやりたいことと身体状況、周囲のサポート体制を含めて選定することが大切です。

なお、今回の改正では

- a. 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器（簡易なもの）
- b. aに通信機能が付加されたもの
- c. aに環境制御機能が付加されたもの

の3種類の方式に区分されましたが、一定の要件を踏まえて、付加機能が追認されました。

#### a. 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器（簡易なもの）

「意思伝達機能を有するソフトウェア」は、備考欄にあるような「ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェア」と具体化されました。また、基本構造として、「文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。」という特徴も明示されました。

パソコンを用いない専用機器である意思伝達装置の場合は、パソコンのような高機能な文章作成や通信機能を有していない反面、コミュニケーション機能に特化されていることから、操作が単純であり機器の苦手な利用者への導入も比較的容易です。また機器の起動・終了も簡単で安定性が高く取り扱いも容易なため、利用者本人、支援者共に導入後の負担も軽減されます。

対象者例としては、「操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者。モバイル使用を希望する者でも対象となる。」とあるように、これまでにパソコンやメールの利用経験がない人や、周囲にパソコ

ンそのもののトラブルに対するサポートを行う人がいない場合には、この方式が有効な場合が多いと考えられます。

また、外出先で利用したいというニーズが高い場合、ノートパソコンを利用した装置であっても、移動時の利用は故障につながるものが危惧されますので、避けるべきといえます。

#### **b. a に通信機能が付加されたもの**

a の基本構造の付加機能にあたる通信機能は、備考欄にあるように「生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェア」と示されています。

対象者例としては、「長文入力を頻繁に行う者、通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。」とあります。ですので、目の前にいる家族とのコミュニケーションは持たずに、友人・知人とのメールにしか利用しないという希望の場合、真に、意思伝達装置の付加機能としての通信機能が必要か否かの見極めが必要といえます。

また、通信機能を用いるためには、電話回線だけでなくインターネット回線の確保という問題もありますが、その手続きや、登録や設定、トラブル時の再設定、および利用にかかる費用については、補装具費の対象外であり、申請者の自己負担となります。

#### **c. a に環境制御機能が付加されたもの**

a の基本構造の付加機能にあたる通信機能は、備考欄にあるように「機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェア」と示されています。

対象者例としては、「独居等日中の常時対応者（家族や介護者等）は不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。」とあります。実際には、テレビのリモコン操作を希望することが一番多いと思われませんが、テレビのリモコン操作だけのために、環境制御装置を付加した意思伝達装置が必要という判断にはならないように見極めが必要といえます。

また、リモコン設定にかかる費用については、補装具費の対象外であり、申請者の自己負担となります。なお、修理基準においては、「学習リモコン」となっていますが、予め、複数社・製品の赤外線信号をプリセットしている方式の赤外線リモコンであっても、同等品と考えることができます。

.....

#### **【携帯性と付加機能】**

一般的に「意思伝達」といわれる「意思表出」（＝会話）の補助には、制度上の「携帯用会話補助装置」と「重度障害者用意思伝達装置」が含まれます。

⇒ 携帯用会話補助装置については、「A. 4 重度障害者用意思伝達装置と関連のある機器と制度」をご覧ください。

この2つ装置の違いには、「(軽度用) / 重度用」という考え方と、「携帯用 / (在宅据置用)」という考え方のイメージが持たれていますが、2種類の異なる視点での属性分けがあるため、明確に区分出来ていないのが現状であると考えます。

## 「重度障害者用意思伝達装置」

この考え方については、以下のように整理しました。

		① 携帯性 (外出でも利用)	② 据置利用 (周辺機器併用)
キー入力 (軽度用)	携帯用会話 補助装置	携帯性に優れて、外出時にも 持ち出して利用することも可 能	日常生活の会話を中心に利用 するため、会話補助機能に加 え、プリンタ(代替筆記具)と しての機能も含まれる
走査入力・重度用 (A)	重度障害者用 意思伝達装置		環境制御機能や通信機能も付 加できることで、生活上の自立 (介護負担の軽減)にもつなが る
(B)			

補装具としての重度障害者用意思伝達装置としては、「②A」型が必須の基本領域であり、利用者のニーズや生活環境により、拡張方向が異なるといえます。

比較的外出を求める場合は、「①A-②A」型としてファンコム(株)製の「レッツ・チャット」などが対象といえます。これに対して、在宅生活での充実を求める場合は「②A-②B」型として、(株)日立ケーイーシステムズ製の「伝の心」などが対象といえます。

ここでは、軽度用と重度用の区分けが身体機能によるものでなく、生活環境によるものになっています。つまり、軽度だから携帯用という解釈が、適切な判断ではないと考えます。

「②B」型に関しては、重度障害者用意思伝達装置としての利用対象者に限ることなく、高位頸髄損傷者等においても、「環境制御装置」としてのニーズがあるものです。しかし、多くの場合は発語機能が残っているため、呼吸気等のスイッチ操作に限らず、音声認識による操作も可能であることが相違点となっています。

いずれの付加機能を利用するにしても、導入により、家族間のコミュニケーションが少なくなることのないように注意することも大切です。

### 【付加機能とパソコン操作の関係】

「b. 通信機能が付加されたもの」と「c. 環境制御機能が付加されたもの」は、現状としては、該当機種が同一である場合(同一製品で、両方の機能を実現する場合)もあります。その製品としては、パソコンに組み込んだ機器を要望するケースが多いと思われませんが、意思伝達装置が障害者自立支援法扱いに移行しており、現在の扱いとしては、旧制度の日常生活用具のワードプロセッサの機能としてのパーソナルコンピュータ(パソコン)として給付が可能であったパソコン単独の給付は、パソコンの一般的な普及率を鑑みて、公費で特別に支援することは適切ではありません。よって、利用者が意思伝達装置および付加機能を求めているのか、パソコンを求めているのかについての明確な線引きが身更相には必要となります。

この機器の中には、付加的機能としてパソコン操作ができる製品もありますが、公費対象は、あくまでも文字生成による意思伝達の部分ですので、パソコン操作に関することでの修理・設定等は、自己負担が原則です。

また、パソコンを自費購入し、意思伝達装置の機能を有するソフトウェアをインストールして、意思伝達装置として利用することも可能です。現状として申請数が多い製品の一例の「オペレートナビ」などは、特例補装具審査会での議決を経て、特例補装具費の支給（公費負担）することが公正・適切と考えられます。

例えば、埼玉県・さいたま市などでは、特例補装具審査会で決定し、オペレートナビソフトウェア・スイッチコネクタ・スイッチのみの申請の場合は、特例補装具審査会に毎回かけることなく、オペレートナビ・スイッチコネクタのみ、本体同等として判定し、スイッチは修理項目から選択することを可能にしています。つまり特例審査会の開催される間隔である最長 3 ヶ月程度の保留期間も存在しません。

⇒ 特例補装具費での扱いは、「2. 2 特例補装具費としての判定」をご覧ください。

「ソフトウェアが組み込まれた専用機器」として、「ソフト及びハードが専用一体型の機器なので、フリーズ等のトラブルがない」という考え方がありますが、パソコンを利用した装置の場合、連続使用によるフリーズの心配もあります。パソコンのサポートを行うことができる支援者が身近にいない場合には、導入の際に十分に検討する必要があるといえます。

**【考慮すべき事項】**

意思伝達装置の専用機器としては、パソコンを認めていないのは、文字生成以外のメールの禁止という主旨ではなく、いろいろな他のアプリケーションソフトを組み込んで不安定になると、必要などきに「意思伝達装置」として機能しない可能性があると考えためです。

パソコン操作を前提というのは、他のアプリケーション利用の前提ということであり、装置の安定性でメーカーが責任をもてるかどうかになります。特に、初期設定後に、利用者が容易にオンラインのバージョンアップ等を行ってしまうと、メーカーは、機器使用の実態の把握ができないと考えられます。

また、もう 1 つの理由としては、平成 18 年 10 月の補装具と日常生活用具の住み分けの際に「パソコンについては日常生活品として広く一般に普及している汎用品であるため、補装具や日常生活用具として公的給付することには馴染まないものと考えています。」との整理をしていることがあります。

メール等の付加機能を含む意思伝達装置以外の機能を必要としない人であれば、目の前にある装置がパソコンであったとしても、意思伝達装置以外には利用せずに、専用機器と扱うことが当然の判断です。

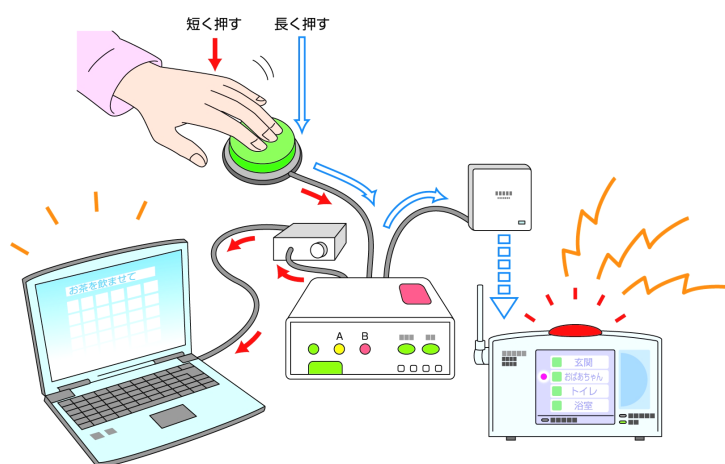
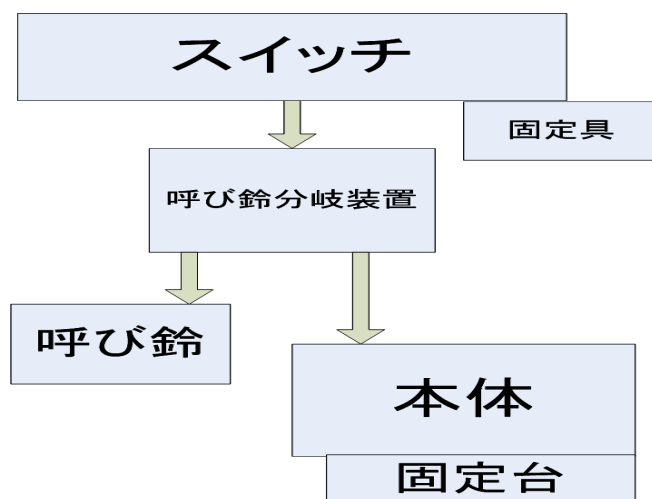
しかし、それ以上のアプリケーションソフトを利用する場合、もし、意思伝達装置に関する制度がないとしても、パソコンを自費で購入し、利用していくことと考えられます。このとき、本来であれば、そのパソコンのほかに、意思伝達装置の支給を受けることになると、2 台の本体を並べて使うことになり、設置場所、使用方法（併用）などの問題から非現実的です。

この解決方法が、意思伝達機能を有するソフトウェアは、自己の所有のパソコンに組み込み、特例補装具費による支給と考えることが自然な説明になるといえます。

以下に、文字等走査入力方式の本体と修理項目とを、模式的に示した例と接続イメージ図を示します。

現在市販されていない製品でも、以下の模式図のどこにあてはまるかを身更相が判断することができれば、適合することが可能です。

## 「重度障害者用意思伝達装置」



### (2) 生体現象方式

「生体信号の検出装置と解析装置で構成され、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。」と示されています。

対象者例としては、「筋活動（まばたきや呼気等）による機器操作が困難な者。」とあるように、運動機能（筋活動）によるスイッチ操作ができなくなった人となります。相手の呼びかけに対して反応するため、聴覚に問題がある場合にも、反応できなくなる場合があります。

#### 脳波の利用

商品としては、(株)テクノスジャパン製の、「MCTOS（マクトス）」シリーズが該当します。

「はい・いいえ」の判定結果が、電氣的に出力されるために、理論的には(1)の文字等走査入力方式の機器の操作スイッチとして組み合わせ、利用することも可能です。ただし生活の場面で本人が本当に利用できるかどうかを身更相が評価することが必要になります。

#### 脳血流の利用

商品としては、エクセル・オブ・メカトロニクス(株)製の、「心語り（こころがたり）」が該当します。



ひとつの質問に対する「はい・いいえ」の判定結果が、画面で表示されるだけなので、周囲の人的対応についての可否の検討も必要になります。

導入可否の見極めとしては、相反する既知の課題を順に提示して、それぞれの結果がどう出るかの記録をすることが、一助となると考えられます。機器の特性上、必ずしも 100%本人の「はい・いいえ」の意思が反映された回答が得られるものではありませんが、同一の質問を繰り返し、答えてもらうことで正答率を上げることも可能であり、質問の方法など、周囲の人的対応も含めて、身更相として導入可能と判断できるようならば、支給（公費負担）も可能です。

当初に設定する「はい・いいえ」のデータが、後のコミュニケーション結果に大きく影響するため、初回の設定時には、メーカーに問い合わせを十分にすることが必要です。

#### （参考情報）

例えば、埼玉県では試用が必要と判断しているため、平成 20 年度からは、身更相で備品として整備し、一定期間貸し出すことによって、判定に利用しています。

埼玉県の判断としては、身更相を支援している福祉工学担当に評価指標は委ねられています。

福祉工学担当では、身更相を支援できる 15 条指定医でかつ、神経内科専門医等と共に、出ているデータの解釈として脳波学的判断と共に、介助者がどれだけ機器試行に関われるかの時間的分析を基としています。

判定基準に関しては、機器の完成度と、利用者等の期待度との乖離がまだあるため、身更相として十分に説明ができる限り、機器を十分に理解する必要があります。

機器の理解・脳波学的検討に関しては、今後とも検討が必要です。

.....

#### 【判定における注意事項】

人工呼吸器装着に伴う申請の場合も、装着が一時的なものか、長期的（永続的）なものか等の見極めが必要です。

人工呼吸器も、気管切開を伴うか、そうでないかをしっかりと区別することが必要です。

(2) に該当する機器を公費負担した場合、(1) に該当する機器を再度申請してきた場合には、身体的機能・病気の進行からして、逆行案件と考えられますので、多くの場合は検討する必然性さえありません。ただし病気についての誤診の可能性は払拭できない場合もあるので、特例補装具審査会での審査を経ることが適切と考えます。

(2) に該当する機器では、病気の指定をしている場合、特に ALS についても、脳の活動の評価は、主治医の意見書に、いわゆる脳の活動についての説明を求めるようにして下さい。脳波の出現がいわゆる脳波学的に困難な場合や、前頭葉障害がある場合などは導入が困難な場合があります。

#### (3) その他の方式

具体的には、キーボード代用装置、視線による直接選択式のもの、環境制御装置に定型句選択機能が付加されたもの等で、一部機種では、副機能として走査入力にも対応しているものもあります。

これらは、原則として補装具に該当していませんが、特例補装具費として支給される場合もあります。しかし、支給（公費負担）を検討する場合には、補装具（意思伝達装置）の枠組みに、無理やり当てはめるだけでなく、他の制度（⇒A. 4 参照）の利用も含めて検討することが必要といえます。

<主な意思伝達装置の機能比較>

1) 機器の機能による分類

(1) 文字等 走査入力方式	選択形式		選択対象			主要機能		
	スキャン式	直接選択	文字	定型句	シンボル	意思伝達	環境制御	PC操作
a.								
レッツ・チャット	○	×	○	○	○	○	×	×
ハートアシスト	○	×	○	○	○	○	×	×
タッチ&スピーク	○	○	○	○	○	○	×	×
b. / c.								
伝の心	○	×	○	○	×	○	○	○
(2) 生体現象式								
心語り マクトス	脳血流量 脳波							
(3) その他								
(1) に準ずる								
オペレートナビ	○	×	○		×	○	○	○
ディスカバープロ	○	×	○		×	○	○	○
Switch XS	○	×	○		×	○	×	○
スピーキング ダイナミカリプロ	○	×	○		○	○	×	×
a.	頭部操作による直接選択方式、主要機能はパソコン操作							
ルーシー								
b.								
マイ・トビー	○	○	○	○	○	○	○	×
c.	自由文章の作成は出来ないが定型句の選択は可能							
みてらCS								

注) 選択形式/直接選択はモニター内の対象(文字盤の文字やシンボルなど)を指差しなどで直接選択することが出来るもので、キーボードを直接操作することで入力が可能となるものとは別機能としている。

(3) の (1) / (2) 以外の方式の機器に関する特徴

「a. ルーシー」・・・ハード的なキーボード代用装置でありパソコン操作を念頭に置いた機器であると判断できる。

「b. マイ・トビー」・・・視線入力が主機能であるが、走査入力にも対応しており(1)の要件も満たしている。

「c. みてらCS」・・・環境制御が主機能であり、自由な文字綴りは不可能であるが、定型句を選択する機能により意思伝達機能を補助しているといえる。

2) 本体の専用機、汎用機の種類

(1) 文字等 走査入力方式	本体（ハード）		本体（OS）		周辺機器		
	専用 機器	汎用 選択	専用 機器	汎用 機器	プリンタ	呼び鈴 分岐装置	呼び鈴
a. レッツ・チャット ハートアシスト タッチ&スピーク	○	PDA ○	○ ○		任意 任意 任意	内蔵 外付可 外付可	内蔵  外付可
b. / c. 伝の心		○	○		任意	—	内蔵
<b>(2) 生体現象式</b>							
心語り マクトス							
<b>(3) その他</b>							
(1) に準ずる オペレートナビ ディスカバープロ Switch XS スピーキング ダイナミカリプロ		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	任意 任意 任意 任意	外付可だが、インス トールのアプリケー ションに依存する	
a. ルーシー							
b. マイ・トビー	○		○		任意	外付可	外付可
c. みてらCS							

注) 本体（ハード）： 専用機器 専用に使われたもの  
汎用機器 PCを利用  
本体（OS）： 専用機器 あらかじめソフトウェアがセットアップされたPC  
(Windows または Macintosh などの一般的なOS)  
汎用機器 市販のPCに、後でソフトウェアをセットアップしたもの

3) 意思伝達装置としての機能

	区分	目的	対象	方法
機能	話しかけ (発信)	メッセージ を綴る	文字 50音を選択	直接(打鍵)入力
				ステップスキャン入力
				(オート)スキャン入力
			単語 (定型句)を選択	直接(打鍵)入力
				ステップスキャン入力
				(オート)スキャン入力
		絵 (シンボル)を選択	直接(打鍵)入力	
			ステップスキャン入力	
			(オート)スキャン入力	
		メッセージ を伝える	目の前の人へ	画面表示
				音声読み上げ
			記録・保存する	プリントアウト
	本体内に保存			
	外部記録メディア			
	遠隔送信する		電話(緊急通報)	
		電話(音声読上)		
		メール(定文発信)		
		メール(自由文)		
			その他の通信方法(注)	
	(声かけ)	呼びだし	ブザー、コール	
	呼びかけの 受信	メッセージ を受信する	遠隔受信する	電話(スピーカ出力)
環境制御 (自分の意思 で機器等を制 御する)	PCを操作 する	オフラインソフト	メッセージ作成	
			メッセージ閲覧	
			メール送受信	
			その他のソフト	
		インター ネット	メール送受信	
			ブログ・SNS書込	
	ホームページ作成・転送			
			ホームページ閲覧	
	その他の 機器利用	リモコンとしての利用 (外部機器の操作)	音楽(CD、MP3等)	
			ビデオ(DVD等)	
TV(内蔵、カード等)				
PCに接続して操作				
		赤外線リモコン等による操作		
		その他のI/Fを介して接続		

◎標準機能(デフォルト)、○標準機能(自らの操作で設定変更可能)、●標準機能(介護者などの  
(注)直接選択はモニター内の対象(文字盤の文字やシンボルなど)を指差しなどで直接選択す



4) スキャン方法、画面表示、読み上げなどの工夫

スキャン入力に関して	
	スキャン方法の効率化の具体策
	文字（カーソル）移動の連続的（アナログ）変化、移動予告など
	ブロック単位での移動
	オートスキャンの開始時の配慮
	スイッチ操作のタイミングを合わせやすくする具体策
	チャタリングの防止（フィルターキー機能をソフトウェアにてカバー等）
	文字入力の効率化の具体策
	予測入力
	漢字変換の効率化
	文字変換（漢字変換）の効率化の具体策
	1. IME を独自開発／2. 市販品利用／3. 市販品開発メーカーとの共同開発
	辞書登録
	スイッチ（センサ）操作確認の具体策（フィードバック）
	1. ブザー音／2. 入力キー読み上げ／3. その他（具体的に）
画面表示に関して	
	表示方法（非表示文字数）の改善の具体策
	文字数の変更設定
	文字数
	文字色・サイズの改善の具体策
	文字色・サイズの変更設定
	文字と背景色のコントラスト等の改善の具体策
	背景色の変更設定
	バックライトの装備
音声読み上げ	
	音程の変更
	変更範囲、刻み
	音色の変更
	1. 性別／2. 高低／3. 音量
	音速の変更
	変更範囲、刻み（ゆっくり/普通/速いなど）

導入ガイドライン【平成 22 年度改定（速報）版】

機種								
レッツ・チャット	ハートアシスト	タッチ&スピーク	伝の心	オペレートナビ	ディスカバー	Switch XS	ダイナミカリ	マイ・トビー
×	×	×	○	○	×	○	×	○
○	×	○	△	○	○	○	○	○
×	○	×	○	○	×	○	×	○
○	○	×	△	○	○	○	×	○
×	×	×	×	×	×	○	×	×
×	×	×	×	×	×	○	×	×
×	×	×	2	2	2	2	×	2
×	×	×	×	2	2	×	×	
2	1,2	1	1,2	1,2	1.2	1,2	2	2
×	×	×	△	○	○	○	×	○
×	×	×	○	○	○	○	×	○
×	○	○	△	○	○	○	○	○
×	○	○	△	○	○	○	○	○
○	○	○	×		○	×	○	×
×	○	○	△	×	×	×	×	
1,2	×	1,2	1,2,3	1,2,3	×	×	1,2	1
○	×	○	○		×	×	○	○


○：機能あり、△：非公開だが支援者により設定可能、×：機能なし

<主な意思伝達装置の価格等>

(2010年3月10日現在、価格には設置料・運送料等は含めていません)

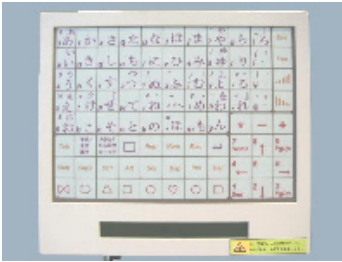
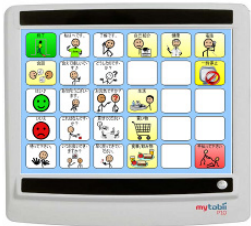
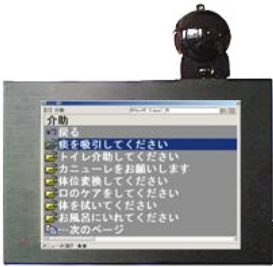
製品名	メーカー	価格	写真、備考等
<b>(1) a. 文字等操作入力方式 (簡易なもの)</b>			
レッツ・チャット	ファンコム株式会社	¥120,000 (非課税) 専用機	
ハートアシスト	明電ソフトウェア株式会社	¥207,900 (送料、税込) 「PDA+ソフトウェア」のセット	 ※送料は、補装具費の対象外です
タッチ&スピーク	株式会社アクセス・インターナショナル	¥409,500 (税込) 「パソコン+ソフトウェア」のセット	 外部スイッチによるスキャン入力にも対応
<b>(1) b. / c. 文字等操作入力方式 (付加機能を有するもの)</b> ※ いずれの付加機能も有している			
伝の心	株式会社日立ケーイーシステムズ	¥450,000 (非課税) 「パソコン+ソフトウェア」のセット	
<b>(2) 生体現象方式</b>			
心語り	エクセル・オブ・メカトロニクス株式会社	¥470,000 (非課税)	



マクトス	株式会社テクノスジャパン	¥399,000（税込）	
------	--------------	--------------	------------------------------------------------------------------------------------

ソフトウェアをパソコンに組み込むことで専用機器となるもの（（1）に準ずる） （一部の市町村では特例補装具費の対象になる場合があります）			
オペレートナビ EX	日本電気株式会社	¥62,790（税込） ソフトウェアのみ （別途パソコン、コントローラ等が必要）	
ディスカバープロ with インテリスイッチ	株式会社アクセス・インターナショナル	¥147,000（税込） ソフトウェア+コントローラ（別途パソコン等が必要）	
Switch XS 日本語版	有限会社エーティーマーケット	¥44,520（税込） ソフトウェアのみ （別途パソコン、コントローラ等が必要）	 <p>※オンライン（ダウンロード）版もありますが、補装具では対応不可です</p>
ボードメーカー with スピーキングダイナミカipro	株式会社アクセス・インターナショナル	¥98,000（税込） ソフトウェア（別途パソコン・CD-ROMドライブ等が必要）	

「重度障害者用意思伝達装置」

(3) それ以外 ( (1) / (2) 以外 ) の方式 (一部の市町村では特例補装具費の対象になる場合があります)			
ルーシー	ダブル技研株式会社	¥450,000 (非課税) 専用機	
マイ・トビー P10	トビー・テクノロジー・ジャパン株式会社	¥1,700,000 (税別) 専用機	 外部スイッチによるスキャン入力にも対応
みでら CS	三菱電機コントロールソフトウェア株式会社	¥760,000 (非課税) 「パソコン+ソフトウェア」のセット	

※この他にも、意思伝達装置となる場合があります。  
また、詳しい仕様等は、ホームページ等を参照して下さい。

⇒ URLは、「B. 重度障害者用意思伝達装置について参考になるホームページ」をご覧ください。

<おことわり>

本ガイドラインで紹介している製品は、説明における一例であり、当委員会が特に推奨しているものではありません。

また、利用者個人への適合・適応についても、個人差があるため絶対的な評価を示す物でもありません。

製品に関する保証、適応状況等のお問い合わせは各メーカー等へお願い致します。

編集・発行

---

編集：日本リハビリテーション工学協会

「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン検討委員会

(内容に関する問い合わせ先)

中部学院大学 リハビリテーション学部

理学療法学科 准教授 井村 保

〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地

電話&FAX：0575-24-9334（研究室直通）

E-mail：com-gl@resja.gr.jp

(内容以外の問い合わせ先)

日本リハビリテーション工学協会事務局

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1770

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

横浜市総合リハビリテーションセンター

地域リハビリテーション部 研究開発課 内

電話：090-2678-5559 FAX：046-249-2598

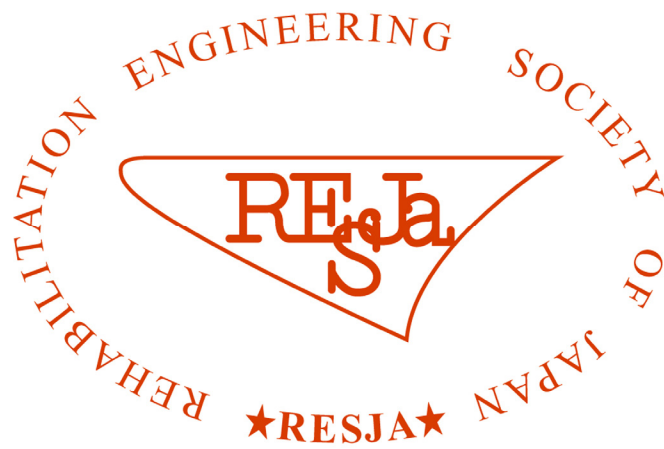
E-mail：resja@resja.gr.jp

発行：2010年3月31日

本冊子は、厚生労働省平成21年度障害者保健福祉推進事業  
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)の補助にて作成しています

無断複写・転載はお断りします。

掲載内容のフォローは、<http://www.resja.gr.jp/com-gl/>にて掲載予定です。



日本リハビリテーション工学協会 <http://www.resja.gr.jp/>  
(C) Rehabilitation Engineering Society of JAPAN (Resja) , 2010